

京都府介護ロボット導入支援事業

1 事業概要

新たな技術を活用した介護ロボットは、介護における身体的負担の軽減や業務の効率化に有効であるため、介護サービス従事者が継続して就労するための雇用環境の改善に活用いただけるよう、介護サービス事業者に対して介護ロボット導入支援事業補助金を交付します。



【ロボットスーツ】

2 補助対象者

次に掲げる要件の全てを満たす介護サービス事業所を運営するもの。

- (1) 介護保険法に基づく指定又は許可を受け、京都府内で介護サービス（居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を提供していること。
- (2) きょうと福祉人材育成認証制度の宣言法人、認証法人及び上位認証法人であること。

3 補助対象機器

次に掲げる要件の全てを満たす介護ロボット。

- (1) 介護サービスにおける、介護サービス従事者による利用者の移乗、移動、排泄及び入浴並びに利用者の状態の確認、利用者との意思疎通その他介護を行うときに使用され、介護サービス従事者の身体的な負担の軽減及び業務の効率化に効果があること。
- (2) 次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。
 - ア、自己及び周辺の状態を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じて動作をすることで、従来の機器よりも優れていること。
 - イ、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が平成 30 年度から実施している「ロボット介護機器開発・標準化事業」に採択されていること。
- (3) 販売価格が表示され、かつ、広く販売されていること。

4 補助対象経費

介護ロボットに係る備品購入費、使用料、賃借料及び介護ロボットの初期設定に要する費用等。



【見守りセンター】

5 補助金交付額等

- (1) 補助率：補助対象経費の 2 分の 1 / 台（補助上限額：30 万円 / 台）
- (2) 補助上限台数

- ・「施設・居住系サービス」は、利用定員数を 10 で除した数
- ・「在宅系サービス」は、利用定員数を 20 で除した数
- ・「利用定員数がないサービス」は、前年度の 1 日当たりの平均利用者数を 20 で除した数
(少数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

*事業の詳細は、京都府HPに掲載する「京都府介護ロボット導入支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。